

一般質問

「赤松街道樹木伐採と町道の支障木について」

動画で確認

「他の質問」
「認知症基本法」「図書館建設を地域活性の核に」

動画で確認

「他の質問」
「町内における民生委員のなり手不足対策について」

動画で確認

「他の質問」
「赤松街道に植栽されていた欅の木が伐採された問題について」

動画で確認

「他の質問」
「ゼロカーボンシティを目指す事について」

平松 俊一 議員

動画で確認

「他の質問」
「ZEB化（省エネの具体的な推進）」

動画で確認

一般質問

「一般的な質疑や答弁についてはYOUTUBEチャンネルや会議録をご覧ください。」

「公共施設の今後や図書館などの建設に関する有利な国補助制度を使う為にも役場庁舎と文化センターの合築を検討すべきではないのか。」

「児童、生徒の熱中症対策について」

「原油価格高騰への対応と灯油購入補助である福祉灯油制度について」

一般質問

「一般的質問の原稿は質問者が質問と答弁を要約して作成しています。議員が町の行財政全般にわたって町に疑問点を質し所信の表明を求めるものです。YOUTUBEチャンネルや会議録をご覧ください。」

「赤松街道に植栽されていた欅の木が伐採された問題について」

「公共施設における冷房設備について」

一般質問

「健康ポイント制度についての健康アプリの作成と健診結果の提出について」

「冬期間の除雪体制について」

「公共施設における冷房設備について」

各委員会の活動報告

総務経済常任委員会

議案第27号七飯町子ども・子育て応援基金条例の制定について審査

総務経済常任委員会に付託された議案第27号七飯町子ども・子育て応援基金条例の制定について審査するため、令和5年6月8日、6月21日、7月13日の3日間委員会を開催し、財政課長の出席を求め聴取した。

〔審査の内容〕

委員会において慎重に審査をしたところ、現在、町が取り組む重要施策の一つとして、子育てをしやすい環境づくりの整備をはじめ、教育環境の充実といった、七飯町の未来を担う子どもたちが健やかに成長し、子育て世帯が安心して「子どもを産み、育てられる」ことができるよう、町独自の「子育て支援策」が今後ますます必要となっている。

また、新たな支援策の拡充を進めるためには、その事業に充てる一般財源が必要となることからこの基金を設置し、各年度の子育て支援、教育支援に充てるための財源を確保することは非常に重要な施策であり、今後の七飯町の子育て支援策にも必要な条例であるとの結論となった。

以上のことを踏まえ、採決を行った結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。



報告書全文
は町HPへ

所管事務調査：総務経済常任委員会

●町内の経済団体の活動について

・調査の目的

町内の経済団体の活動について、コロナ禍前後における活動状況を把握するため調査を行った。

・調査のまとめ

活気のあるイベント開催によりもたらされる経済活性化や、当町の魅力や活力のあるイメージを町外の方へ与えることで関心を持ってもらい、新たな事業展開や新規事業者を呼び込むことにより、移住定住へも繋がるものと考えることから、イベントに対しては更なる協力が必要であり、イベントを通じた町内の経済団体の活動を後押しし、経済活性化を促進していくことを強く求める。

※その他、次の4点について調査を行った。

●町内の事業承継の状況について

●遊休農地を活用した農業振興について

●七飯町水道ビジョン及び七飯町水道事業経営戦略の策定状況について

●特環下水道汚水処理施設再構築基本方針策定状況について



報告書全文
は町HPへ

令和4年度決算審査特別委員会：認定第1号令和4年度七飯町一般会計歳入歳出決算認定について ほか認定5件
令和4年度一般会計、各特別会計、公営企業会計の決算を審査

令和4年度決算審査特別委員会に付託された令和4年度一般会計、各特別会計、公営企業会計の決算審査のため、9月8日、11日から14日、19日、20日の7日間委員会を開催した。町長から提出された決算書及び決算に関する関係書類、証書類のほか、当委員会が要求した資料等をもとに、町長、副町長、教育長、担当課長、センター長、局長の出席を求め、審査及び現地調査を行った。また、9月19日には、町長への総括質疑を行い、10項目の質疑を実施した。

その後、一般会計について起立採決をした結果、賛成1名、反対10名により不認定すべきものと決定し、各特別会計及び公営企業会計については全員一致で認定すべきものと決定した。

一般会計の不認定理由として以下の項目が挙げられた。

道の駅ないろ・ななえの併用処理浄化槽から排出される水のBODと透視度に関しては排出基準を一度もクリアしていない。BODの処理目標水質は20mg/L以下と定められているが、道の駅開業の平成30年度より5年間、一度も排出基準をクリアしておらず、特に平成30年度と令和3年度は、BOD基準値に関しては8倍以上という異常値を出しているが、管理責任者の町が有効な改善策をとらなかったことは重大な法令違反行為であると認識している。この間、町は改善策として汚泥引き抜きと張り水行為をしてきたが、排出基準は一向に改善されていない。今後の対策として、道の駅浄化槽適正化調査業務委託を行う考え方を町長総括質問への回答で打ち出してきたが、一般会計決算審査に於いては不認定を表明する。

また、町は活力のあるまちづくり推進助成金として1,656,257円を助成しているが、その一部はフリーペーパーとして発行され、神社開催事業をPRする内容であった。これは政教分離の原則に反する恐れがあることからも、今回の一般会計の決算に於いては不認定を表明する。

その他、委員から、今回の決算審査による要求資料の提出において浄化槽法による法定検査結果の数値がいずれも基準をクリアしていないことが判明。町長においてもBOD基準値をクリアしていないことを初めて知ったと答弁があったが、施設管理者で予算執行者である町ではこの事実を把握していた。議会から指摘がなかったら、この問題は改善されなかつたと認識されることから、不認定を表明すると意見があった。



報告書全文
は町HPへ